

川口市選管告示第19号

令和4年2月6日執行の川口市長選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項において準用する同条5項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、1月30日とする。

令和4年1月30日

川口市選挙管理委員会
委員長 岩澤 勝徳